

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Wars of National Liberation and the Right of National Self-Determination : With Special Reference to 'Programme of Action for the Full Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples'

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1973-06-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2141

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



民族解放戦争と民族自決権

——「植民地独立付与宣言の完全な履行
のための行動計画」を中心に——

家 正 治

- I. は じ め に
- II. 民族解放戦争の正当性
- III. 国 連 の 活 動
 - (a) ギニア（ビザウ）解放区への現地派遣
 - (b) 解放闘争への支援
- IV. む す び

I. は じ め に

現在国際法上武力の行使は一定の例外を除いて禁止されている。すなわち、個別の国家において認められている唯一の例外としては、自衛権の場合だけである。しかし一方、アンゴラ、モザンビーク、ギニア（ビザウ）等の植民地、従属地域の人民は自己の自決達成のために武力による民族解放闘争を展開している。まだ国家的独立を達成していないこれら人民のこの闘争が民族自決権との関連において国際法上合法的なものとして考えられるかどうかということは一つの問題であろう。

そのためにまず問題になることは、前提として民族自決権が国際法上の権利として確立していることが確かめられなければならないということである。この問題に関しては多くの研究が出されており、そこでは民族自決権が単なる道徳的・政治的原則にすぎないのかあるいは実定国際法上の権利として確立しているのか論議がなされている。この点に関して社会主義諸国の学者や A・A 諸国の多くの学者はそれを国際法上の権利と見ているが、西側の学者

も従来は政治的原則にすぎないとしていたが最近ではそれ以上のものとしてとらまえる人も出てきている。例えば、フayンパークは「時の経過の中で民族自決の原則は、特に1960年の植民地独立付与宣言採択以後、実定国際法上の規範となったかどうか問題となっている。若干のものは現在なお原則の法的性質を否定するが、他のものはもはや単なる道徳的・政治的規範と考えていない。もはや考えていないということは、その拘束的性質を過去についてではなく、現在および将来に関して与えているのである。」⁽¹⁾と言っている。とはいうものの、現在においても自決権の実定国際法上の地位が問題になっているが、ここでは一応自決権に関する国際法上の規範意識が固まってきていることを前提として考察を進めたい。⁽²⁾

II. 民族解放戦争の正当性

以上のように民族自決権を実定国際法上の原則としてとらえても、民族自決の達成のための武力行使が認められるかどうか問題となる。すなわち、自決権行使の形態は、かならずしも武力による民族解放戦争にかぎられず、例えば、人民投票あるいは立法機関による自由な意見の表明を基礎にしても自決の原則は履行されるからである。⁽³⁾

一般に西側の学者の自決権に関する論文には、武力による解放闘争については直接ふれられてはいないが、このことは解放戦争の合法性がその前提としての自決権の確立を必要とすることからの当然の帰結とも言えよう。一方、ソ連をはじめ社会主義諸国の学者は、植民地主義は侵略を構成し違法である。解放戦争は正戦であり、また、自決権の行使のための武力の行使は憲章第51

(1) N. Feinberg, *The Arab-Israel Conflict in International Law*, 1970. pp. 47-49.

(2) 民族自決権の権利形成過程については、例えば、田畑茂二郎、植民地体制の崩壊と民族自決権（現代国際法の諸問題）、法学セミナー、No. 186, 1971; 松井芳郎、現代国際法と民族自決権、経済、No. 79, 1970.

(3) 自決の実現方法の形態に関するソビエトの見解については、B. Meissner, *The Soviet Attitude toward Self-Determination, Selbstbestimmungsrecht in West und Ost*, 1962, pp. 50-51 参照。

条の自衛権の概念に含まれると考える⁽⁴⁾。例えば、スタルシェンコは「人民投票は自決問題の解決にとってかならずしも十分ではない。人民は解放闘争で他の武器をえらぶ権利をもっている。民族解放戦争は植民国家の違法な行為に対する自衛として人民がとる手段である。解放のために闘っている人民は、⁽⁵⁾国際法上の主体であり自衛権を有するのである。」と主張する。

ここで社会主義国家の学者ではない人で解放闘争での武力の行使を考察しているアキンデールの見解を紹介しておこう。彼はアフリカ統一機構(OAU)の活動を分析する中でこの問題にふれているのであるが、以下のように説明する。OAU 憲章はその目的の一つとして、「アフリカ大陸からあらゆる形態の植民地主義を根絶すること」をかかげており、その実現のために非植民地化に関する決議を採択して「自由の戦士」(freedom fighters) への援助を調整するための「調整委員会」別名「解放委員会」を作り、また解放運動の援助のために特別基金を設けた。この決議では武力の行使についてははっきりと述べてはいないが、解放委員会のメンバーでは武力の行使が同決議中に暗黙に含まれており認められているものと考えている。この問題から彼は植民地の人民が自決権行使のために武力に訴えることが合法的に認められるかどうかを見ていく。彼は植民地主義を permanent な侵略であると見ることは、あまりにも「侵略」を拡大しすぎるであろう。伝統的国際法は植民地主義制度を認めているし、また新しい国際道徳ではその制度を古くさいものとしても憲章でいう形の侵略として見ることはできない。さらに、植民地独立付与宣言においても、武力の行使を認めていないと言う。しかしながら彼は、植民国家は種々の抑圧を行なっている。これはアフリカの平和への、ひいては世界の平和への潜在的な (potential) 脅威を構成する。憲章第51条は予防的な自衛の行使を排除するものではなく、したがって解放委員会の活動は集

(4) B. A. Ramundo, *Peaceful Coexistence*, 1967, pp. 146-147.

(5) G. Starushenko, *The Principle of National Self-Determination in Soviet Foreign Policy*, pp. 216-217 および *Abolition of Colonialism and International Law, Contemporary International Law*, 1969, pp. 91-92; また H. Bokor-Szegö, *New States and International Law*, 1970, pp. 31-39 参照。

团的自衛権によって正当化される⁽⁶⁾、というのである。

以上の二人の見解が、植民地主義が侵略を構成するかどうかについての相違は別にしても、民族自決権を基礎として自衛権から武力闘争の合法性を引き出しているが、はたしてそれが実定法上認められるかどうか。これを判断するためには諸国の態度や国連をはじめとする国際組織の実践活動を考察して武力闘争の合法性についての法的確信が確立しているかどうかを見なければならぬ。すでに述べた上記の OAU や非同盟諸国会議では解放戦争を正当化、合法化する決議や宣言を採択しているが、⁽⁷⁾ここでは国連の審議や決議を通じて武力闘争の合法性が認められるかどうかを考察することにする。

まず民族自決権の権利形成過程において、画期的な意味をもつ1960年の植民地独立付与宣言は、武力闘争の合法性に関して言及しているかどうか。同宣言は「すべての人民は自決の権利をもち」、「信託統治地域及び非自治地域、または、まだ独立を達成していない他のすべての地域において、これらの地域の住民が完全な独立と自由を享受しうるようにするため、……早急な措置が講ぜられなければならない」と植民地の速やかな精算を宣言している。しかし、同宣言は武力闘争の合法性について言及しているかどうか。アキンデールは、米国情連大使スチブンソンの「植民地独立付与宣言は、その履行のために武力の行使を認めたものではなく、宣言は武力の行使を禁じている憲章の規定をそこねるものではなく、またできないものである。」という言葉⁽⁸⁾を引用し、彼自身も「植民地独立付与宣言は武力の行使を認めていない」と結論を出す。同宣言では「従属下の人民が独立を完成する権利を、平和に、かつ自由に行使しうるようにするため、かれらに向けられたすべての武力行動、または、あらゆる種類の抑圧手段を停止し、かつ、かれらの国土の保全を尊重しなければならない。」(傍点筆者)とも述べている。このように同宣

(6) R. A. Akindele, *The Organization of African Unity and the United Nations, The Canadian Yearbook of International Law*, Vol. IX, 1971, pp. 36-47.

(7) 藤田久一、民族解放戦争と戦争法、変動期の国際法、437~438頁参照。

(8) R. A. Akindele, *ibid.*, pp. 43-44.

言は植民地人民に向けられた武力行動を禁じてはいるが、植民地人民の武力行動の合法性についてはふれてはいない。逆に植民地人民の独立する権利を、「平和に」行使しようようにと述べていることは、一面植民地人民の武力行使には消極的であるとすらいいうるのである。

しかし、後に見るようにその後もポルトガルは植民地支配を強化し、それに対してアンゴラ、ギニア（ビザウ）、モザンビークでは武力解放闘争が展開されている。このような状況の発展の下に、1965年12月21日の総会は、「植民地独立付与宣言に従って、アンゴラ、モザンビーク、ギニア（ビザウ）およびその他のポルトガルの支配の下にある地域の人民の自決と独立の不可譲の権利を確認」し、さらに「これら地域の人民による独立と自由のための闘争の正当性 (legitimacy) を確認する」決議を採択した。このように総会は武力闘争の正当性を認めたが、これと同様な内容の決議をその後1969年まで毎年⁽⁹⁾採択している。さらに、1970年になるとそれまでの決議には見られない新しい内容を盛りこんだ決議が行なわれるが、それを見る前に1963年に総会が設置した「諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての特別委員会」の審議を見ることにする。

特別委員会の多くの代表は、自己の解放のため自己の選ぶ手段によって闘争する不可譲の権利をもつ。この闘争は植民地抑圧に対する自衛として考えられ、したがって憲章に反しない。国家は自由を達成するために必要な援助を闘っている人民に提供する義務を有すると主張した。また、次のような意見も出された。人民はあらゆる平和的手段がつくされた場合にのみ、あるいは植民国家が武力行使を行なった場合にのみ武力闘争を行なうことができるとした。一方このような主張に対立する見解は、従属人民の武力行使について憲章上規定はない。人民と国家とは同一視することはできず人民は国家と同様な権利をもちえない。自衛権は植民地主義の精算やそれと同様な政治的

(9) 総会決議 2107 (XX) 1965. 12. 21; 総会決議 2184 (XXI) 1966. 12. 12; 総会決議 2270 (XXII) 1967, 11. 17; 総会決議 2395 (XXIII) 1968. 11. 29; 総会決議 2507 (XXIV) 1969. 11. 21.

目的には用いられない。憲章では植民地支配の合法性を認めている。第2条第4項は武力行使の禁止を「国際関係」に限定していることから植民地には適用されない、などというものであった。⁽¹⁰⁾

以上のような特別委員会内での対立の中で、武力行使に言及した4つの提案がなされた。それは、(1)1966年にチェコスロバキアが提案したもの、(2)同年に13のA・A諸国が提案したもの、(3)1967年に10のA・A諸国が提案したもの、および(4)1969年にチェコスロバキア、ポーランド、ルーマニアおよびソ連の4カ国が提案したものである。以上の4つの提案の内、1966年のチェコスロバキアのそれと1969年の4社会主義諸国の提案は類似しており、他の2つのA・A諸国の提案は同一内容のものである。1969年の4社会主義諸国の提案は、「植民地支配の下にある人民は植民地主義からの解放のため、武力闘争を含むあらゆる手段によって闘争する権利をもち、また彼等の闘争において他国から援助をうけることができる。」⁽¹¹⁾というものであり、他方2つのA・A諸国の提案は、「正当な自衛権と完全な自由を奪われている人民は、彼等固有の自衛権を行使する権利があり、それによって彼等は他国から援助をうけることができる。」⁽¹²⁾というものである。しかし、このような提案があったにもかかわらず合意が得られず、結局1970年10月24日に採択された「国際連合憲章に従った諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言」(総会決議 2625(XXV))では、自決権をはっきりと認めながらもあるゆる国家は当該人民から自決と自由・独立の権利を奪う強制的行動をひかえる義務を背くと宣言するにとどまった。即ち、この友好関係原則では、人民の同権と自決の原則を定めた第五原則中に自決の実現のための武力闘争の合法性に言及した表現は見当たらない。このことは、この武力闘争に訴えることは

(10) 特別委員会の審議内容については、Document A/6230 (1966) p. 96; Document A/6799 (1967) p. 34; Document A/7326 (1968) pp. 63-64; Document A/7619 (1969) pp. 59-60. 参照。

(11) Document A/7619 (1969) p. 53.

(12) Document A/7619 (1969), p. 49 & 52.

違法であることを示しているものであろうか。もしそうであるとするならば、友好関係宣言の武力行使禁止の原則を定めた第一原則中に禁止行為として明示したはずである。また、自決権の行使を妨げる強制的行動をさしひかえる義務をすべての国家に課していること、さらに植民地または非自治地域は憲章の下でその施政国の領土とは別個の異なった地位を有し、それら人民が憲章に従い自決権を行使するまでその地位を有すると述べていることから、民族解放戦争の許容性を引き出す要素はほぼそろっているとみることもできる⁽¹³⁾。と、いうものの友好関係宣言は、植民国家の側からの関係人民の自決を否定する強制的行動の違法性を明確には述べてはいるが、しかしながら、民族解放戦争を積極的に直接合法化せずに間接的にしか合法性を認めていない。

しかし、この友好関係宣言が採択される12日前の1970年10月12日に総会が採択した「植民地独立付与宣言の完全な履行のための行動計画」（総会決議2621(XXV)）では、この点に関して積極的にはっきりとその合法性を認めている。この行動計画はその作成には植民地独立付与宣言履行特別委員会がタッチして作られたものである。1969年12月4日に総会は植民地独立付与宣言採択10周年を記念して、特別な活動計画が作らるべきであると決め、その一つとして「植民地独立付与宣言の履行のための行動に関する宣言または計画」を作成することを決めた。そしてその作業を特別委員会にゆだねた。同委員会は1970年3月11日より10月2日まで審議を行なうが、この計画の起草を作業団(working group)にわりあてた。9月25日に作業団は計画面案を提出し、10月2日に特別委員会は若干の修正を行なってこれを承認した⁽¹⁴⁾。作業団の武力解放闘争に関する表現では他の表現と共に「自由と独立を達成するための植民地人民の闘争の合法性を確認し、自由と独立への願望を抑圧している植民国家に対して武力闘争を含めて闘争する権利を承認する。」⁽¹⁵⁾となっていた。しかし、その後修正され、結局総会が採択した行動計画では、前文です

(13) 藤田久一、前掲論文、438～439頁参照。

(14) Yearbook of the United Nations, 1970, p. 689.

(15) ibid., p. 691.

すべての人民の自決と独立の権利を認め、本文で「あらゆる形態と表現での植民地主義の以後の継続は国連憲章、植民地独立付与宣言および国際法原則の違反を構成する犯罪と宣言」し、同時に「自由と独立の願望を抑圧している植民国家に対して自己の裁量であらゆる必要な手段で闘争する植民地人民の固有の権利を再確認」(傍点筆者)したのである。

行動計画では、作業団の原案のように「武力闘争を含めて闘争する権利」とはなっていないが「自己の裁量で必要な手段で闘争する」ことを認めたことは、通常の意味に従えば当然に自決権実現のための武力闘争がそれに含まれているものと解釈すべきであり、また後述するように行動計画の他の積極的な規定からしても、民族解放戦争の合法性を認めたものといえるであろう。勿論行動計画は、植民地独立付与宣言や友好関係宣言と同様に法的拘束力を有するものではない。しかし、植民地独立付与宣言中では、自決権をはっきりと認める一方、その自決のための武力闘争にはかならずしも積極的に規定していない事項を、多くの諸国の合意でもって行動計画中に規定したことは⁽¹⁶⁾大きな意味をもち大きな影響を与えるものである。これは宣言採択後の現地での武力闘争の発展をはじめとする国連内外での反植民地主義気運の高揚の中で、植民地独立付与宣言採択10年後に自決権実現の具体的手段の一つとして民族解放戦争を認めたものといえるであろう。この行動計画はその後の国連の活動にまた影響を与え、例えば行動計画が採択された12日後に総会が出した「国連の25周年記念に際しての宣言」では同様な文言が引用されている⁽¹⁸⁾。またこのような一般的な決議だけでなく、個別の植民地地域に関しても同様に使われている。例えば、すでに述べたように毎年総会はポルトガルに対す

(16) 条約法に関するウィーン条約、第31条参照。

(17) 行動計画は賛成86、反対5 (オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、英国、米国)、棄権15 (オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、イタリー、日本、ルクセンブルグ、マラウイ、オランダ、ノルウェ、スペイン、スワジランド、スウェーデン) で採決。

(18) 行動計画では、“by all necessary means at their disposal” という表現であるが同宣言では、“by all appropriate means at their disposal” という文言を使用している。

る非難決議を行なっているが、1965年から69年までのそれは、(1)アンゴラ、モザンビーク、ギニア(ビザウ)および他のポルトガル支配下の人民の自決の権利を認め、(2)当該人民による闘争の正当性を認めるというものであったが、行動計画が採択された直後の1970年12月14日のポルトガル非難決議では、総会は「植民地独立付与宣言にしたがい、アンゴラ、モザンビーク、ギニア(ビザウ)およびポルトガル支配下にある他の地域の人民の自決と独立の不可譲の権利と、自己の裁量であらゆる必要な手段でこの権利を達成するための彼等の闘争の正当性を再確認する⁽¹⁹⁾」となっている。このように、一般的な声明だけにとどまらず、具体的に民族解放戦争が遂行されている事例に民族解放のための武力行使を許容する決議が採択されていることを見れば、民族解放戦争の合法性は現在国際法上実定法化しつつある、ないしは実定法化したと判断しうるであろう。

Ⅲ. 国連の活動

以上の考察からわかるように、民族自決権が確認され、さらにそれを実現する手段として武力闘争の正当性、合法性がしだいに承認されてきているが、そうとするならば単に紙上で表明にとどまらず、現実に解放戦争が遂行されている地域人民にそれを国際的に保証しなければならないであろう。ここでは、国連の活動、特に解放区への国連の現地派遣の問題と解放闘争の支援の問題を通してこの問題を考察することにする。

(a) ギニア(ビザウ)解放区への現地派遣

アンゴラでは、1961年2月4日から武力解放闘争が展開されその後12年間戦闘が続いているが、ギニア(ビザウ)やモザンビークにおいても武力解放戦争が展開されており、ギニア(ビザウ)では9年、モザンビークでは8年戦闘が続いている。ポルトガルは、1961年から70年の間に、アンゴラに対す

(19) 総会決議 2707 (XXV).

る軍事上の出費は4倍になっており、モザンビークに対するそれは3倍に達している。また、ポルトガルの軍事費は年間歳費の40%をしめるというデータもあり、さらにはポルトガルは現地には13万名の兵士を派遣して鎮圧にあたっている。そして、ポルトガル軍はナバーム弾をはじめ、化学兵器、生物学兵器を使用して攻撃している。これらの攻撃によって多くの地域が荒廃し、例えば焦土作戦によってモザンビークだけで40万のアフリカ人が村落から追われている。ヨーロッパの後進国であるポルトガルは、他国からの援助がなければこのような戦闘は続けることはできないが、ポルトガルは特にNATO諸国からの援助を受けている。例えば、西ドイツはポルトガルに兵器工場、空軍基地建設に資金を出しており、フランスは長期のクレジットでフリゲート艦、潜水艦、ミサイル、戦車を供給し、また英国は150の飛行機と200台の車輛を供給している。また、米国は1969年には57,330ドル、1970年の1月から11月までに227,320⁽²⁰⁾ドルの殺草剤を同国に輸出している。

一方解放運動側であるが、現在アンゴラとモザンビークではそれぞれ国土の1/3が解放区となっており、ギニア（ビザウ）ではすでに2/3が解放されている。兵士の数は公表されていないが、ギニア（ビザウ）では「ギニア・カポベルデ独立アフリカ党」(Partido Africano da Independência da Guiné e Cabo Verde; PAIGC)の兵士は推定一万であるという数字もある。このような発展を前にして、アミルカル・カブラルPAIGC書記長は「ギニアにおいて、我々人民は、ポルトガル植民地主義によって強いられた9年間にわたる武力闘争を通じて、すでに自決を達成している。その自決の結果として、我々人民はその国家領土の2/3以上に対してすでに主権を有している。我々の

(20) A/8723 (Part IV), Military Activities and Arrangements by Colonial Powers in Territories under their Administration which might be impeding the Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples, 1972, pp. 12-24 参照。及び住吉良人、国際連合とポルトガル領アフリカ、法論44巻5・6号参照。なお、1973.5.27付毎日新聞によれば、「ポルトガル軍当局25日の発表によると、軍はポルトガル領ギニアで5日間にわたりゲリラ拠点2カ所を掃討、ゲリラ182人を殺し、武器弾薬多数を押収した。」とある。

状況は、外国軍隊によって一定の国家領土を占領されている独立国家の状況に比肩できるものである⁽²¹⁾」と言っている。

このギニアの解放区に国連は「特別視察団」(Special Mission)を初めて派遣したが、民族解放闘争の正当性、合法性との関連でこのことは大きな意味を有するのである。この視察団の現地派遣の意味を考察するためにまず従属地域への視察問題を考えることにする。

憲章は従属地域に関して、信託統治制度と非自治地域制度とを設けている。信託統治制度においては、国連の監督機能として、憲章第87条は、その主なものとして、3つの方式すなわち(1)施政権者の提供する報告を審議すること、(2)請願を受理してこれを審議すること、(3)定期的視察を行なうこと、を定めている。このように、国連は信託統治地域の状況を施政国の提供する情報で知るのであるが、それだけでは十分でないとして現地住民からの請願によって現地の状態を知る。さらに、このような間接的な方法だけでなく、国連自身自ら現地にのぞんで現地の状況を直接知ることによって監督を行なっている。一方非自治地域制度においては、憲章第73条で施政国に課す義務としてa項からe項まで列挙しているが、具体的な義務としては施政国の情報送付の義務しかない⁽²²⁾。しかし、このように一応信託統治の場合の監督方式の一つ(情報送付)を規定しているが、請願および現地視察については言及がない。しかしながら、植民地独立付与宣言を履行する任務をもつ24カ国特別委員会は、1962年に他の二つの方式を行なうことを決めた。すなわち、特別委員会は請願者の聴聞および書面による請願の受理を行なうことを決め、さらに視

(21) Objective: Justice, a United Nations publication, Vol. 4 No. 2, 1972, p. 25. アミルカル・カブラル書記長は1973年1月20日暗殺された。アハメド・セク・トーレ・ギニア大統領は、カブラル氏は「卑劣な恐ろしい流儀で20日午後10時半コナククの自宅前で、ポルトガル帝国主義、植民地主義の手先によって暗殺された。」と語った(毎日新聞及び神戸新聞, 1973. 1. 22)。なお、同大統領がポルトガルを非難したことについて、ポルトガル政府高官は21日「ポルトガルは今回の暗殺事件は全く関係がない。われわれはこうした暴力に訴えるやり方はしない」と関係を否定した(毎日新聞, 1973. 1. 23)。

(22) この義務ですら、(1)政治的情報についてはふれていないこと、(2)安全保障および憲法上の考慮の制限があること、(3)情報用として送付されるということ、という制約がある。

察団の派遣をもし必要とする場合には考慮することにした。⁽²³⁾しかし、このように特別委員会が決めても信託統治制度とのそれとは大きく異なる点がある。請願の場合は施政国の同意、承認がなくとも現地の解放運動の指導者や住民から請願を受理できるとしても、現地視察の場合には施政国の同意がなければ非常に困難になるということである。すなわち、信託統治制度の場合と異となり、非自治地域の場合には憲章上の根拠がないことから施政国の同意があればともかく、そうでない場合大きな制約を受けるということである。しかし、過去国連は非自治地域に現地派遣を行なった。まず西イリアンに派遣した場合である。当地はオランダとインドネシアとの帰属問題が争われていたが、1962年両国の間が「西イリアンに関する協定」が締結され、インドネシアに当地の行政権が委譲されるまでの1962年10月1日より63年4月30日まで国連はそれを担当した。また、同協定は国連の参加の下に、インドネシアが西イリアン人民の自決権行使の措置をとることを規定していた。これにより西イリアンの人民投票が1969年7月から8月にかけて行なわれインドネシアへの帰属をきめた。⁽²⁴⁾また、サバ、サラワクの両非自治地域がマレーシア連邦に併合されるに際して、両地域の人民の願望を確認するために国連事務総長は9人からなる調査団を派遣した。さらに、クック諸島人民の自決達成のための立法議会議員選挙に際して、国連事務総長は6名の監視団を派遣して選挙の監督にあたらせた。しかし、西イリアンへの派遣は、オランダとインドネシアとの協定にもとづいてなされたものであり、サバ・サラワクの場合もインドネシア、マラヤ連邦およびフィリピン三国の同意によって行なわれたものであり、さらにクック諸島の場合もニュージーランドが国連監督下の選挙を受け入れたからである。

しかし、アデンに24カ国特別委員会が小委員会を派遣し現地の住民の意向

(23) A/5238, Report of the Special Committee on the Situation with regard to the Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples, 1972, p. 41-42.

(24) 拙稿、民族自決権に関する一覚書、神戸外大論叢、第22巻第5号。

を聞こうとしたが、英国の反対にあいやむなくアデンの隣接地域で現地の指導者と会って実情を聞いたのであった。このように、1962年に特別委員会が現地視察を行なうことを決めたものの、施政国の反対に合って派遣できないために、1965年以降（1968年は除く）特別委員会はアフリカ諸国の各地で会期を開催し、そこで隣接する従属地域の指導者と会っている。例えば、1972年には、コナクリ、ルサカ、アディス・アベバで会期を持っている⁽²⁵⁾。しかしこの場合、開催国政府からの要請にもとづいて行なわれているものであり、また従属地域に直接行っているものではない。

このような状況の中で、すでに述べたように、1970年に行動計画が採択されたが、そこには従来どおり特別委員会は植民地に視察団を派遣し、また植民地の状況の第一次資料を得られる場所で会期を開催することを求めている。さらに特別委員会は総会による承認を求めため現地視察に関する規則および規程案を作成することが定められている。このように、行動計画は現地視察制度を重要視しているが、施政国の同意が得られない場合、従来のように植民地の隣接国への派遣ですむものであろうか。施政国、ポルトガルの同意が得られてはいないが、国連が現地の解放区に視察団を派遣したのがギニア（ビザウ）の場合であった。

ポルトガルは海外領土は保有しているが非自治地域を保有していないと一貫して主張していたが、1960年11月8日に総会はポルトガルの9つの地域を非自治地域と認定した。その内の一つにギニア（ビザウ）が列挙されていた。1971年5月に特別委員会は、6名からなる *ad hoc group* をアフリカ諸国に派遣したが、そこで彼らは「アンゴラ解放人民運動」(Movimento Popular de Libertação de Angola: MPLA) と「モザンビーク解放戦線」(Frente de Libertação de Moçambique: FRELIMO) からそれぞれの解放区をおとずれるよう要請を受けた。その後、PAIGC の書記長アミルカル・カブラルか

(25) A/8723, Report of the Special Committee on the Situation with regard to the Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples, 1972, pp. 3-9.

ら国連事務総長への書簡で、ギニア（ビザウ）の解放区に視察団を派遣するよう要請した。これをうけて特別委員会は、第26回総会への報告書の中で、1972年に南部アフリカのある植民地の解放区にメンバーを派遣する意向を表明した。その理由として、特別委員会は、それら地域の first-hand の情報を手に入れその将来に関する人民の願望を確認するためであり、またポルトガルはそれら地域への視察団を受け入れるよう求めた要請を無視しており、また当該地域の民族解放運動からの要請が来ていること、さらにそれらの闘争の正当性が以前から総会や安全保障理事会によって承認されていることを上げて⁽²⁶⁾いる。

第26回総会は、1971年12月10日に、特別委員会がアンゴラ、モザンビークおよびギニア（ビザウ）の解放区へ特別視察団を派遣する意向を了承⁽²⁷⁾した。特別委員会は、1972年3月14日にエクアドル、スウェーデンおよびチュニジアの代表からなる視察団を構成し、それに2人の事務局職員が随行することになった。

これに対してポルトガルは、視察団がニューヨークを出発する直前に事務総長に書簡を提出し、政府の同意なくその地域への入国はあらゆる国際法規則を侵害する行為としか考えられず、それは主権の侵害でありその結果生じる責任は有しないと非難⁽²⁸⁾した。ポルトガル当局は視察団の行先、日程について公的な情報をもつてはいなかったが妨害行為を行なった。PAIGC の報告によれば、視察団がニューヨークを出発したときギニア（ビザウ）では緊急事態宣言が発せられ、またポルトガル軍の軍事活動は1964年以来最高に厳しいものであ⁽²⁹⁾った。視察団は直接砲撃の下にさらされはしなかったものの、砲

(26) A/AC. 109/L. 804, Report of the Special Mission established by the Special Committee at its 330th Meeting on 14 March 1972, 1972, p. 3.

(27) 総会決議 2795 (XXVI), 賛成105, 反対8, 棄権5。

(28) *ibid.*, A/AC. 109/L. 804, pp. 12-13.

(29) *ibid.*, Report by the Secretary-General of the Partido Africano da Independencia da Guine e Cabo Verde (PAIGC), on Portuguese Aggression Against the Special Mission, p. 4-19.

撃音を耳にした偵察機を避けるため避難しなければならなかったと報告している。⁽³⁰⁾

この視察団が出発する前に、OAU と民族解放運動の指導者と協議して、(1)この視察はギニア（ビザウ）の解放区に限られること、(2)この視察はギニア共和国に接するある地点からはじめられ、最大限10日以内で終ることが決められた。⁽³¹⁾まずギニア（ビザウ）派遣が決められたのは他の地域に比較して最も解放が進んでいたからであろう。また10日以内とされたのは安全性の確保のためと考えられる。また視察団の任務の性質から秘密を保持するために最大の努力が払われた。現地住民と視察団の危険を少なくするため、日程、行先は公表されず、具体的なスケジュールは視察国が PAIGC 本部に着いた後に決めることにされた。したがって、視察団は PAIGC の本部が置かれているギニア共和国のコナクリにまず行ったのである。

視察団は、4月2日に60人の PAIGC の兵士に守られて国境を越えた。護衛の兵士の数は場所によっては、400人の護衛をうけた所もあった。そして4月8日までの一週間ギニア（ビザウ）の南西部分を視察するが、視察団は砲撃、爆撃によって破壊された村落、田畑を目撃し、また PAIGC の指導者と会ったり、非戦闘員との交歓を行なった。

その後視察団は、解放区の状況報告を行ない、それは教育、衛生、司法制度、経済の再建および国民議会の建設からなっているが、後の二つの問題を簡単に見ておくことにする。PAIGC の解放区での経済政策は、従来ポルトガルが行っていた経済制度をなくしその国に適合した制度に変えることである。解放区の経済は主に農業でそれまでの換金作物であった落花生から現地の必要物の農業に切り変えることである。PAIGC はこの転換を指導するためセンターを作り、また胞芽的な段階ではあるが協同農場を作っている。今日では主な作物は、落花生、米、シュロ油、コーラ・ナッツ、ゴム、ワックスである。また取引はバーター方式がとられポルトガルの通貨は使用され

(30) op. cit., A/AC. 109/L. 804, p. 12-13.

(31) ibid., p. 4.

ていない。国民議会の建設の問題であるが、PAIGC イデオロギー担当委員は、視察団に対して「国民議會を創設することは、外国によるギニア独立の *de jure* の承認に向けての大きなステップになろう。今や $\frac{2}{3}$ 以上を解放したことによってこれらの条件は整っている。ギニアは独立国でありその領土の一部が外国軍隊によって占領されているものである」と述べた。そして選挙準備を監督する専門委員会がすでに1971年末に PAIGC によって作られており、1972年7～8月の雨期に入る前に選挙を行なうと述べた。⁽³²⁾

さらに以上のような現地の状況をふまえて視察団は以下の諸点にわたる結論と勧告を行なっている。(1)ポルトガルの軍事行動、特に広範囲にわたる村落への爆撃と作物を駄目にするためのナパーム弾の使用によって被害は非常に大きいこと。(2)解放闘争の発展によってポルトガルは実効的支配をしておらず、 $\frac{2}{3}$ ないしは $\frac{3}{4}$ がすでに解放区となっていること。(3) PAIGC は人民から支持を受けており、人民は PAIGC の行政機構に参加し種々の再建計画に参加していること。特別委員会は PAIGC を *de facto* の唯一の真正な代表であることを承認しているが、国家、専門機関や国連の他の機関によってこれが十分考慮されるべきこと。(4)ポルトガルはギニア（ビザウ）だけでなく、ギニア、セネガルに対しても侵略行為を行なっており、アフリカの平和と安全をみだす事態をもたらしている。(5)国際社会によるポルトガルへの圧力を緊急にかけなければならないこと。同盟国のポルトガルへの武器の供給が終えらるべきである。それがなければポルトガルは植民地戦争を遂行できないこと。(6)民族解放運動を通して人民が達成した進歩はめざましいものがあり、植民地行政機構は人民によって新しい制度に置き換えられていること。しかし、飢えと疾病に対する人民の戦いに物質的援助を与える必要があること。(7)ギニア（ビザウ）の事態に世界の注目が集められる必要があること。(8)特にポルトガルのテロ活動を定期的に公表する必要があること。(9) PAIGC だけでなく他の植民地の民族解放運動と直接また継続的に接触を持つ必要がある。

(32) *ibid.*, pp. 13-18.

そのため国連本部以外の地で特別委員会が会期を開くことは有益である。(33)
同様な視察団を他の植民地にも派遣すべきである。⁽³³⁾

国連がギニア（ビザウ）の解放区に視察団の派遣をしたことは、従来の施政国の同意の原則を打ち破ったということだけでなく、上述の視察団の結論にもうかがえるように自己の自決の実現のために武力闘争を展開している人民に強力な支持を行なったものとして考えなければならない。すなわち、行動計画で認めている民族解放戦争の支持を現実に武力闘争が行なわれている植民地に適用したものと言えるのである。このことはまた逆に行動計画の承認する民族解放戦争の合法性を一層明確かつ強固なものにしたとも言えるであらう。

(b) 解放闘争への支援

以上考察したように、民族解放戦争の合法性が認められるとするならば、国家は解放運動に国際法上援助を与えることが認められるであろうか。外国の植民地支配から脱却するための戦いを含めて、闘争の形態のいかんを問わず、国民の政府に対する抵抗は、内乱を含めて、すべて当該国家のみにかかわる国内問題であるというのが、これまでの国際法の根本的な建前であった。外国が叛乱軍を交戦団体として承認した場合は別にして、承認が行なわれていない場合、政府の要請にもとづき政府に外国が軍事援助を与えることは国際法上許されるが、しかし叛乱軍に対して軍事援助を与えることは内政干渉⁽³⁴⁾となり国際法上違法であるというのが通説であった。しかし、最近では内乱の性質が変り従来の国際法原則がそのまま妥当するかどうか問題になっている。それでは今日、内乱に対して外国はどのような態度をとることが求められるかについて今日の国際法は⁽³⁵⁾混迷の状態にある。

(33) *ibid.*, pp. 18-22.

(34) 田畑茂二郎, 国際法 I, 法律学全集 55, 295~300頁, 及び田畑茂二郎, 内乱と国際法その 1, 法学セミナー, 1973, No. 205, 参照。

(35) 田畑茂二郎, 内乱と国際法その II, 法学セミナー, 1973, No. 207 参照。

また M. Akhurst, *A Modern Introduction to International Law*, 1970, pp. 338-339 参照。

1965年12月20日の総会は、「すべての国家が植民地の民族解放運動に物質的ならびに精神的援助を与えることを要請する」決議を行なった。また、行動計画は、「加盟国は自由と独立の達成のために闘争している植民地人民にあらゆる必要な精神的ならびに物質的援助を与えなければならない」と表明している。この物質的援助の中に軍事援助をも含まれるかどうか問題となるが、いずれにせよこのような表現が挿入されたことは、民族解放戦争の正当性をふまえてのものと考えられよう。

個別国家が、現実的には闘争に関与することが困難な状況の下では、国際機関の関与が重要な意味をもつが、今までのところ国連や専門機関は解放運動に直接的な援助は与えていない。多くの解放運動は、特に PAIGC と FR-⁽³⁶⁾ELIMO は、援助がなされるべき分野について具体的な提案を行なっている。例えば、FRELIMO は、(1)安全保障理事会は、米国、英国、西ドイツ、イタリア、日本に対しポルトガルとのあらゆる協力を止めるよう説得方法を見つけたこと、(2)ポルトガルに対する制裁、(3)植民地主義の立場を強化するようなあらゆる経済協力を止めること、(4)植民地主義同盟（ポルトガル、南ア、ローデシア）に対する明確かつ積極的な立場が安全保障理事会によってとられること、(5)武力解放運動を継続するためあらゆる精神的ないし物質的援助が与えられること、を提案している。これらの諸点に関して十分実効的な手段はまだとられてはいないが、すでにアフリカ経済委員会には3つの解放委員会が準加盟の地位が認められている。反植民地主義の気運が非常に高まっている現在、今後急速なテンポで種々の手続がとられるであろう。

また、行動計画は、「抑留されているすべての自由の戦士 (freedom fighters) は、捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約の関連規程に従って取り扱われなければならない」と規定している。自決の達成のために闘争している自由戦士が捕えられた場合、その取り扱いに関して種々の論議が展開されている。⁽³⁷⁾そこでは民族自決権との関連で、それを刑法上の犯罪

(36) Objective: Justice, a United Nations Publication, Vol. 2. No. 4, p. 39.

人としてではなく、捕虜として取り扱おうべきだという意見はかなり強いのである。⁽³⁸⁾すでに、このような取り扱いを求める総会決議が幾度か行なわれていたが、行動計画にも規定することによって、一層その方向に進めたと見えよう。

IV. む す び

以上は、民族解放闘争の合法性の問題を、1970年に採択された行動計画を中心に考察したものであった。1960年の植民地独立付与宣言が、戦後における植民地解放史の一つの大きなステップを画するものとするならば、この行動計画はまさに第二の大きなステップをもたらしたと言えるであろう。

しかし、行動計画が民族解放戦争を許容しているとしても、その適用には自ら限界がある。すなわち、すでに国家的独立を達成している国家の一部の人民が分離独立する際に、自決権をもって合法化しうるかという問題である。自決権の遵守と同時に、植民地独立付与宣言や友好関係宣言も規定することく他方国家の国家的統一ならびに領土保全の原則が確保されなければならない。かつて、コンゴにおけるカタンガ州の分離運動、ナイジェリアにおけるビアフラの独立闘争、パキスタンにおけるバングラデシュの分離独立闘争が展開されたが、それぞれの特殊な事情を分析した後でなければ判断できるものではない。24カ国特別委員会は植民地独立付与宣言が適用さるべき地域を⁽³⁹⁾確定しているが、それらは植民地に限られている。行動計画は同宣言の履行を目的としていることから、当面は植民地に念頭が置かれていることは明らかである。しかしながら、国家の一部の人民が国家の他の部分から植民地的な従属的地位におかれている結果、解放を求めて闘争する場合には植民地の

(37) 例えば、田畑茂二郎、内乱と国際法、その3、法学セミナー、1973、No. 209。また竹本正幸、武力紛争における人権の尊重（Ⅲ）、関西大学法学論集、1971、105～115頁参照。また、藤田久一、前掲論文参照。

(38) 田畑茂二郎、前掲書、293頁。

(39) 拙稿、前掲論文、12頁。

人民に準じた取り扱いがなされるべきではなからうか。⁽⁴⁰⁾

以上

(40) Ved P. Nanda は東パキスタンの紛争の場合、非植民地的な事態と区別すべき6つの要素あるとし、自決権が適用されるべき場合であるとしている。Self-Determination in International Law, A. J. I. L. Vol. 66 No. 2, 1972 参照。